

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例（令和元年11月8日京都市条例第16号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（らくなん進都産業集積地区）の区域内における建築物の建築の制限に関する事項を次のとおり変更することとしました。
 - (1) 工業地域及び準工業地域においては、工場、研究施設、事務所及びこれらに付属する建築物以外の建築物の容積率の上限を都市計画で定める容積率から最大で10分の20を減じた値とする。
 - (2) 商業地域においては、建築物の敷地面積が1,000平方メートル以上の研究施設、事務所及びこれらに付属する建築物以外の建築物の容積率の上限を都市計画で定める容積率から10分の20を減じた値とする。
- 2 その他規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年11月8日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例

第1条中「らくなん進都鴨川以北産業集積地区」を「らくなん進都産業集積地区」に改める。

第8条を第11条とする。

第7条の前の見出しを削り、同条中「第3条」を「第4条」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第6条を第9条とする。

第5条各号列記以外の部分中「第3条」を「第4条」に改め、同条第1号中「及び第4号」を「から第4号まで」に改め、「第53条第1項第2号」の右に「, 第4号」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 増築又は用途の変更後における工場等用途外面積（建築物の敷地が第三種地区を含む場合にあっては、事務所等用途外面積。以下この号において同じ。）の合計が、基準時の工場等用途外面積の合計を超えないこと。

第5条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(建築物の敷地がらくなん進都産業集積地区の内外にわたる場合の措置)

第7条 建築物の敷地がらくなん進都産業集積地区の内外にわたる場合における第4条及び別表の規定の適用については、当該建築物の全部について、当該敷地に含まれる区域に関する同表の右欄の規定を適用する。

(建築物の敷地が2以上の区域にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が別表の左欄に掲げる区域のうち2以上の区域にわたる場合における第4条及び同表の規定の適用については、当該建築物の全部について、当該敷地の過半の属する区域に関する同表の右欄の規定を適用する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「よる意見の聴取を行い」を「より意見を聴取し」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 増築又は改築後における工場等用途外面積（建築物の敷地が第三種地区を含む場合にあっては、事務所等用途外面積。以下この号において同じ。）の合計が、特例許可を受けた際の工場等用途外面積の合計を超えないこと。

第4条第2項中「よる意見の聴取を行う」を「より意見を聴取する」に改め、同条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「らくなん進都産業集積地区の区域内（建築物の敷地がらくなん進都産業集積地区の内外にわたる場合を含む。）」を「別表の左欄に掲げる区域内」に、「次に」を「それぞれ同表の右欄に」に、「必要やむを得ない」を「やむを得ない」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一種地区 らくなん進都産業集積地区のうち、らくなん進都産業集積地区第一種地区として区分された区域をいう。
- (2) 第二種地区 らくなん進都産業集積地区のうち、らくなん進都産業集積地区第二種地区として区分された区域をいう。
- (3) 第三種地区 らくなん進都産業集積地区のうち、らくなん進都産業集積地区第三種地区として区分された区域をいう。
- (4) 第四種地区 らくなん進都産業集積地区のうち、らくなん進都産業集積地区第四種地区として区分された区域をいう。
- (5) 工場等用途外面積 建築物の床面積（法第52条第1項に規定する建築物の容積率（以下「容積率」という。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない建築物の部分の床面積を除く。以下同じ。）のうち、工場、研究施設、事務所及びこれらに付属する建築物の用途に供する部分の床面積を除いた面積の合計をいう。

(6) 事務所等用途外面積 敷地面積が1,000平方メートル以上である場合にあつては建築物の床面積のうち、研究施設、事務所及びこれらに付属する建築物の用途に供する部分の床面積を除いた面積の合計をいい、敷地面積が1,000平方メートル未満である場合にあつては建築物の床面積の合計をいう。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区 域	建 築 物
第一種 地区	<p>(1) 工場</p> <p>(2) 研究施設</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 前3号の建築物に付属する建築物</p> <p>(5) 工場等用途外面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下である建築物</p> <p>ア 建築物の敷地の全部が第一種地区内にある場合 建築物の敷地面積に当該区域の容積率の限度から10分の10を減じた数値を乗じて得た面積</p> <p>イ 建築物の敷地が第一種地区と第二種地区の区域にわたる場合（ウに該当する場合を除く。） 第一種地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に当該区域の容積率の限度から10分の10を減じた数値を乗じて得た面積と第二種地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に当該区域の容積率の限度から10分の20を減じた数値を乗じて得た面積との合計</p> <p>ウ 建築物の敷地がらくなん進都産業集積地区の内外にわたる場合 らくなん進都産業集積地区内にある建築物の敷地の部分についてア又はイの例により算定した面積とらくなん進都産業集積地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計</p>
第二種 地区	<p>(1) 工場</p> <p>(2) 研究施設</p> <p>(3) 事務所</p>

	<p>(4) 前3号の建築物に付属する建築物</p> <p>(5) 工場等用途外面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下である建築物</p> <p>ア 建築物の敷地の全部が第二種地区内にある場合 建築物の敷地面積に当該区域の容積率の限度から10分の20を減じた数値を乗じて得た面積</p> <p>イ 建築物の敷地が第一種地区と第二種地区の区域にわたる場合（ウに該当する場合を除く。） 第一種地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に当該区域の容積率の限度から10分の10を減じた数値を乗じて得た面積と第二種地区の区域内にある建築物の敷地の各部分の面積に当該区域の容積率の限度から10分の20を減じた数値を乗じて得た面積との合計</p> <p>ウ 建築物の敷地がらくなん進都産業集積地区の内外にわたる場合 らくなん進都産業集積地区内にある建築物の敷地の部分についてア又はイの例により算定した面積とらくなん進都産業集積地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計</p>
<p>第三種地区</p>	<p>(1) 敷地面積が1,000平方メートル以上の次に掲げる用途に供する建築物</p> <p>ア 研究施設</p> <p>イ 事務所</p> <p>ウ 上記ア及びイの建築物に付属する建築物</p> <p>(2) 事務所等用途外面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下である建築物</p> <p>ア 建築物の敷地の全部が第三種地区内にある場合 建築物の敷地面積に当該区域の容積率の限度から10分の20を減じた数値を乗じて得た面積</p> <p>イ 建築物の敷地が第三種地区の内外にわたる場合 第三種地区内にある建築物の敷地の部分についてアの例により算定した面積と第三種地区外</p>

	にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計
第四種 地区	<p>(1) 工場</p> <p>(2) 研究施設</p> <p>(3) 事務所</p> <p>(4) 前3号の建築物に付属する建築物</p> <p>(5) 工場等用途外面積が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積以下である建築物</p> <p>ア 建築物の敷地の全部が第四種地区内にある場合 建築物の敷地面積に当該区域の容積率の限度から10分の10を減じた数値を乗じて得た面積</p> <p>イ 建築物の敷地が第四種地区の内外にわたる場合 第四種地区内にある建築物の敷地の部分についてアの例により算定した面積と第四種地区外にある建築物の敷地の部分の面積に当該区域の容積率の上限の数値を乗じて得た面積との合計</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

3 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(8)の項中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都鴨川以北産業集積地区建築条例第3条ただし書」を「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）らくなん進都産業集積地区建築条例第4条ただし書」に改める。

(都市計画局建築指導部建築指導課)